

# 保育闘争委員会ニュース 公的保育を守り拡充させよう

2012年  
3月9日(金)  
第64号

発行 = 東京自治労連保育闘争委員会 Tel.03-5940-7951 Fax.03-5940-7957 honbu@tokyo-jichiroren.org

## 新システム撤回

# 3・9 政府・国会要請行動 250 人で展開

3月9日10時、衆議院第1議員会館で、「よりよい保育を！実行委」主催の「新システム撤回、よりよい保育を求める政府・国会要請行動」が250人で展開されました。

山口自治労連副委員長の挨拶のあと、実方全保連事務局長が「情勢とこの間の運動の取り組み」について要旨以下の内容で報告しました。

### 重要課題を先送りしたまま「新システムに関する基本制度」決定

政府は3月2日に少子化社会対策会議、子ども・子育て新システム検討会議の合同会議を開き、①子ども・子育て新システムに関する基本制度、②子ども・子育て新システム法案骨子、③「子ども・子育て支援法（仮称）」「総合子ども園法（仮称）」「子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（仮称）」を税制抜本改革と連動させて今国会への提出を決定。重要課題はすべて先送り、「制度施行までに検討する」との記述が目立つ。公定価格、総合子ども園の設置基準、費用負担や基準も明らかにされていない。

### 変更点の特徴

子ども園の指定・指導監督基準は市町村に変更。（他は略）

### 新システムをめぐる動向

保育3団体は「基本制度」に見解示していない。幼稚園団体は強引なまとめに異論があるもよう。連合は「新システムの実現と安定的な運営のために税制の抜本改革の確実な実行を求める」事務局長談話発表。保育3団体共同集会や保育団体と地域連絡会共同の宣伝行動が行われている地域があり、園長会への情報提供や学習会開催の中で、疑問や懸念が広がっている。経営懇の「新システムに反対する経営者アピール」には1000以上が賛同。厚労省は2月27日の主管課長会議で、「説明がなく現場が混乱」との意見に「法案が成立してから説明する」「新システムでは保育の実施責任はなくなる」など説明。今後、厚労省は「社会保障と税の一体改革」の説明会を都道府県で開催の動き。

### 運動の到達と課題

新システムに反対で一致した経営者、保護者、保育関係者の共同の運動が各地域で広がっている。地方紙への意見広告（埼玉、栃木、広島、長野）、地方紙への新聞折込み、地域での反対アピール運動などの創意ある活動が拡大。都道府県議会の意見書採択は「反対」「撤回」が25議会、「懸念表明」が7議会の合計32議会。自民党の厚労・文科関係議員は、「複雑な制度になっている」「税制改革とからめるのは問題だ」などの表明があり、公明党の池坊議員は「公明党は反対」と表明。

## 500人を超える衆参国会議員に要請

意思統一のあと、参加者は衆・参の国会議員に対して要請行動を展開。議員本人は留守が多く、秘書の方に資料を渡すのみの議員も多かったのですが、次のような反応がありました。

尾辻秀久・秘書（自民）：もう一つの保育団体と一緒に動いていると言い、すごく共感してくれた。

古川禎久・秘書（自民）：とてもよく話を聞いてくれ署名も受け取り紹介議員は検討するとのこと。

松下新平・秘書（自民）：すごく共感してもらった。

平 智之・秘書（民主）：個人的には反対している。分野が違うのでよく勉強したい。

中曽根弘文・本人・秘書（自民）：参議院議長であるため紹介議員になれないが応援している。

山本一太・秘書（自民）：紹介議員は検討して後日連絡する。

- 北神圭郎・本人（民主）：予算がない。待機児童のため。きちんといろんな対策をするので悪くはない。
- 松村祥史・本人（自民）：反対するため全力で取り組む。
- 松野頼久・秘書（民主）：秘書、政策秘書の二人で聞いてくれ、「そんな内容になっているのか。それじゃよくならない。本人に話す」
- 長島忠美・秘書（自民）：基本的に新システムには反対なので紹介議員は検討する。
- 吉田公一・秘書（民主）：できることなら紹介議員やりたいができる立場にない。事務所とあなた方の保育園が近いから是非話しに来てくれ。
- 平 将明・秘書（自民）：反対している。
- 榑渕万里・秘書（民主）：現場がよくなる改革はしないようにしていくことは必要。議員実家が群馬で保育園を運営している。現場のことはそこで聞く。

## 厚労省を厳しく追及

3月9日11時から、国会内会議室で、厚労省の担当者と「新システム」について激しいやりとりを行いました。東京自治労連から今井専門委員が参加。

以下のような厚労省の担当者からの説明とやりとりがありました。

- ・ 児童福祉法24条は、虐待児等の措置に関する規定、事業者との連携・調整に関し規定し、子ども子育て支援法で給付、給付に関する権利保障、基盤整備等を規定し、2つの法で保障を担保する。
- ・ 市町村は、保育の権利・実施保障で引き続き役割発揮。一人親、虐待事例では優先利用で調整・あっせん。入所できないその他は場合は市町村に希望して調整。虐待事例の場合は措置、現行と同様に法的拘束力がある。
- ・ 確実な保育料の支払いを担保するとして調整中。
- ・ 今後指定基準を示し、市町村が具体的中身を決めていく。
- ・ 法案は、税制抜本改革と一緒に3月中に提出する。新システムは税の改革とつながっており、そこが固まれば新システムも固まる。
- ・ 24条の書きぶりは検討中である。
- ・ 滞納による契約解除の危険性の認識はみなさんと共有している。
- ・ 待機児童が多いところには施設建設費補助は引き続き残すが、一般財源化した公立保育所が増設されるかは問題残る。
- ・ （待機児童が多い地域では逆選択になるのではとの指摘に）関与の方法を検討している。
- ・ （「新システム」に対して指摘する問題点は現行保育制度にはない。財源を手当てすれば待機児童も解決する。なぜ変えなければならないのかとの指摘に）市町村がなかなか認可しないから待機児童が解消されなかった。（施設建設費の補助など手当てすれば対応可能と厳しく指摘）
- ・ 保育の質が下がっていいとは考えていない（JPホールディングスやピジョンハーツのひどい実態を指摘しつつ——われわれが最も危惧しているのは保育の質の低下だ。余剰金の株式配当や他事業への繰り入れも可能にし、企業参入に大きく道を開くものだ。企業は利潤を求めて参入してくるのであり、人件費を削減して利潤を追求する。新システムになれば、社会福祉法人も利益追求が強まる。公立保育所はなくなっていく。これが新システムがもたらすものであり、子どもの未来に暗雲を与えるものだ。子どもの未来に責任をもてるのか——と厳しく追及）最後に仙台から参加の保育士が、子どもを守り、避難所の役割も発揮した保育所の役割を強調し、現行保育制度の機能を守るよう強く迫りました。

【傘下の組織や保育関係者に配信・配布してください。配信希望者は氏名と所属、「保育闘争委ニュース希望」と明記し、パソコンよりメールでお申し込みを。内容を圧縮した「携帯メールニュース」は携帯からメールでお申し込みを】